

「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の 一部改正における市民意見募集の結果概要について

1 募集期間

令和3年9月27日（月）～10月29日（金）

2 受付人数

28人

3 応募者の属性

(1) 年代

20歳未満…0 / 20代…1 / 30代…4 / 40代…10 / 50代…7 /
60代…3 / 70歳以上…2 / 無回答…1

(2) 市内・市外

市内…27（在住14、在勤6、在住・在勤2、無回答5）
市外…0
無回答…1

(3) 本条例の認知

知っている…5
知らなかった…21
その他（よく知らなかった）…1
無回答…1

4 応募方法

郵送…3 / 持参…0 / FAX…1 / メール…2 / 市会ホームページ…22

5 意見の内容別件数（条文の番号は素案におけるもの）

条例素案全体	8件
第2条（定義）	9件
第7条（災害が発生するおそれがある危険な箇所の確認等）	2件
第9条（防災知識の習得等）	1件
第10条（自主避難等）	3件
第15条（地域防災拠点の運営）	4件
その他	14件
合計	41件

6 意見の概要及び委員会の考え方

別紙のとおり

「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の一部改正における
市民意見と委員会の考え方（案）

条例素案全体【8件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
1	全体	改正ではなく、訂正若しくは更新ではないのか。	近年、気候変動の影響から自然災害が激甚化し、各地で被害が多発しています。このような自然災害に対応していくため、また時代の変化に即したものとするため、条例の一部改正を行おうとするものです。
2	全体	自分の命は自分で守る。それを条例で決めなければならない国、日本。	本条例は災害時における市民・事業者の皆様の自助・共助の理念並びにそれぞれの役割を明らかにすることにより、市民・事業者の皆様の自発的な防災の活動を図り、災害を軽減する減災社会の実現に寄与することを目的に制定しています。
3	全体	自治会・町内会が災害時の共助では中心となって活動していく主体なので、きちんと条例案を示さなければ、条例を改正しても広く認知されないのではないのか。	今回の市民意見募集は、広く市民の皆様に対して意見を募集しています。条例改正後には、自治会・町内会に対しても、周知していきます。
4	全体	自助・共助とともに公助が大事だと思う。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、公助の取組を進めていきます。
5	全体	災害時の自助及び共助は、大切なことで適切な条例の一部改正だと思う。	ご意見ありがとうございます。
6	全体	災害の時はトップダウンの必要性を感じている。条例の中にトップに多くの権限を与える規定があってもいいのではないのか。	ご意見を参考にさせていただきます。
7	全体	条例を簡略化したものがないと、広まらないのではないかと考える。 また、訓練の実施や、災害時行動確認、非常グッズの確認等、災害に備えた対応を具体的でかつ強制力があるかたちで条例化するのが良いと考える。	市民の皆様への自助の具体的な取組については、第6条から第10条に規定しています。
8	全体	条例の一部改正により、一つ一つの事項が明確になり、本質がはっきりするうえ、説明が加わる事で、条例の内容がよりわかりやすくなっていると感じた。	ご意見ありがとうございます。

第2条（定義）【9件】

番号	条文等	意見の概要	当委員会の考え方
9	第2条	「在宅避難を基本とする」など各地域防災拠点の方針があることを踏まえ、「地域防災拠点の運営方針に基づき避難場所とする」というような表現にしていきたい。	第2条第5号に「自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設」とあり、ご指摘の趣旨は含まれていると考えます。
10	第2条	すべての住民が地域防災拠点に避難すると運営に支障をきたすことから、地域防災拠点に避難する住民を明確にしたほうが良いと思う。	地域防災拠点には、必ずしもすべての住民が避難するわけではないという趣旨を、第2条第5号に規定しています。
11	第2条	第2条の定義に『風害』を加えるべき。2016年の糸魚川大火はまさしく風害であった。空気が乾燥しその突風が糸魚川大火につながった。	第2条第1号の災害の定義に「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象及びこれに伴い発生する異常な現象により生ずる被害をいう。」と規定しています。
12	第2条	災害の定義の拡大などは適切であると思う。一方、地域防災拠点の運営等については、なお課題が残る。単に条例を改正するだけでなく、できればそれに先立つ丁寧な周知や啓蒙、さらには地域を巻き込んだ議論が欠かせないのではないかと思う。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
13	第2条	災害の定義がより詳しくなっていていいと思う。	ご意見ありがとうございます。
14	第2条	マンションでの防災の取組も自主的に行われているので、マンション管理組合を位置づけるのはいいと思うが、地域防災拠点とマンションの管理組合がどう連携していくか検討が必要である。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
15	第2条	第2条第5号で「資材、機材等の備蓄場所として整備されたものをいう」とあるが「整備している」、が適切と思う。まだまだ不十分なところがあるので、引き続き改善の努力をすべき。	最低限の資材、機材が整備されてから地域防災拠点となること分かるように、「整備された」という表記にしています。
16	第2条	第2条第5号について、地域防災拠点を救援物資の提供の拠点とすること自体はありうると考えるが、物資の保管場所、配布方法については行政が考えるべきではないか。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
17	第2条	第2条第5号について主語に、市役所（区役所）が設置する地域防災拠点と明記すべきと考える。	第2条第5号には「市長が指定する」とあり、ご指摘の趣旨は反映されていると考えます。

第7条（災害が発生するおそれがある危険な箇所の確認等）【2件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
18	第7条	自助における災害時の行動計画について、不適切な行動計画を作成しないためにも、自助はあくまで公助や共助を補完するものとして捉え、自助の線引きを限定、明示する必要がある。	市民の皆様にも自助として備えていただきたいことを、第6条から第10条に規定しています。 また、市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
19	第7条	『風水害』を想定した対策の充実として、風害に対する備えの促進も図るべきである。	風水害への備えについて規定している第7条第2項第2号に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。

第9条（防災知識の習得等）【1件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
20	第9条	第9条第3項が削除されることで、市民の自助に対する意識や自分が居住する場所の危険性に対する認識が低下しないか不安である。	第9条第3項の趣旨については、改正案の第7条第1項に規定しています。

第10条（自主避難等）【3件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
21	第10条	市民が早めに自主避難をしても、そこが行政の施設の場合、対応する職員に早期避難に対しての訓練や理解がないと、安心して避難を決断することができない。受け入れる側の訓練もしっかり実施して欲しい。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
22	第10条	障害者が避難できる避難先を明確にしたうえで、事前の周知や経路の確認、受け入れの訓練が必要である思う。	災害時の避難場所の確認等について規定している第7条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
23	第10条	家族としての動物を連れた自主避難の数も、これまで以上に増えていくと思う。動物を連れてない人たちとの間のトラブルがないよう、平常時から、行政を交えての訓練や意見交換会の場が必要ではないか。	災害時の避難場所の確認等について規定している第7条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。

第15条（地域防災拠点の運営）【4件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
24	第15条	第15条第2項の感染症対策は、今の時勢を考えると必要なことだと思う。一方で、その実現も災害時には普段以上に困難になると思うので、予算上の措置や事前の準備等をしっかり整えてやってもらいたい。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
25	第15条	地域防災拠点は、断熱性能が低く、夏期・冬期に災害があった場合の避難時の生活環境が危険なレベルにあるため、第15条第2項に断熱性能の向上を踏まえた記載とするべきだと思う。	第15条第2項については、地域防災拠点運営委員会の方が共助の取組として行っていただきたいことを規定しています。地域防災拠点の環境改善については、ご意見として参考にさせていただきます。
26	第15条	第15条第2項に感染症対策が追記されたが、地域防災拠点への避難者数やそのうちの感染症感染者数などのデータをもとにまず行政が試算しないと対応できない。データに基づいた市政運営につながる条例改正としてほしい。	第15条第2項については、地域防災拠点の運営にあたっての感染症への対策を規定しています。また、データに基づいた市政運営についてはご意見として参考にさせていただきます。
27	第15条	主語は、地域防災拠点運営委員会ではなく、市役所（区役所）が設置する地域防災拠点とするべきと考える。	第2条第5号の地域防災拠点の定義には「市長が指定する」とあり、ご指摘の趣旨は反映されていると考えます。

その他【14件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
28	その他	特に意見はありません。	ご応募ありがとうございます。
29	その他	基本は「自助」だと思う。また、安全な場所の頑丈な建物に住んで、万が一の為に保険に入っておくことが重要だと思う。	ご意見ありがとうございます。
30	その他	「マンション管理組合」や「土石流」、「感染症」などの用語が加わり、生活環境の変化に、適切に対応していると感じた。今回の一部改正を機に、是非、自助及び共助の考え方を広く伝えてほしい。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
31	その他	震災等発災時は、できるだけ各自の居住しているマンションなどで過ごせるように備えておくことが大切であるということ、行政が周知すべき。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
32	その他	改正は良いが、市民が条例を見る機会が増えるような活動を期待したい。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
33	その他	風水害時の避難場所の運営については、引き続き区役所の担当の方には運営に携わってもらいたい。	震災時の避難所である地域防災拠点とは異なり、風水害時の避難場所の運営については引き続き区の職員が中心となって実施されます。

34	その他	横浜市では、主に小学校の体育館が避難所になっているが、スペースが不十分で、環境も良くない。	市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めていきます。
35	その他	防災拠点の備蓄食料について、炊飯器はあるものの、炊く米も材料もない。また、保存パン、クラッカーでは、食欲を十分に満たせない。	第6条では、市民の皆様の自助の取組として3日分の食料等の備蓄及びこれらの備蓄品の持ち出しの準備について規定しています。この第6条の趣旨について、周知・啓発してまいります。
36	その他	老々介護、支援の必要な家庭などの災害時における支援の仕組みを考える必要がある。	災害時要援護者の支援について規定している第17条に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めてまいります。
37	その他	豪雨や洪水被害を想定しての条例が重要であり不可欠である と考える。 感染症等の対策と、避難者の人権を守ることを追記したことは、大切なことである と考える。 小・中学校その他の施設が地域防災拠点として重要な役割を担うということがよくわかる。	ご意見ありがとうございます。
38	その他	①本条例の周知方法を考えてほしい。 ②地域防災拠点の備蓄品が少ない現状を住民に知らせる必要がある。 ③公助は住民個々には手が届かないことを日常的に知らせるポスターなどがあるとわかりやすい。 ④チェックリストカードを目安にする備品チェックの日を設けてはどうか。	①②については、市の責務について規定している第5条第1項に基づき、ご意見の趣旨への対応を進めてまいります。 ③④については、ご意見として参考にさせていただきます。
39	その他	本条例の改正については、横浜市会のホームページにしか記載されていないため、パブリックコメントとして広く意見を求めるべきものだと考える。	本条例の一部改正は、横浜市会政策・総務・財政委員会で提案しているため、横浜市会のホームページに記載しておりますが、御意見の通り、広く意見をいただきたいと考えておりますので、参考とさせていただきます。
40	その他	地域防災拠点に小学校を指定しているが、教育活動にも影響がでるため、空き家の活用はできないだろうか。私が住む自治会にも空き家があり、誰も住んでいない。災害時に空き家活用を可能にする条例を定めてはどうか。	ご意見を参考にさせていただきます。
41	その他	馴染みのある小学校校区や選挙投票所となる小学校を避難所とする方が良いのではないかと。	ご意見を参考にさせていただきます。